



発行 東京都

目次

11

条 例

- 東京都公文書館条例の一部を改正する条例……………(総務局)……………四
- 東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 雇員等の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 雇員等の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………九
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………(同)……………〇
- 東京都防災会議条例の一部を改正する条例……………(同)……………二
- 東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例……………(同)……………二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………(デジタルサービス局)……………二

○地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計条例……………(財務局)……………三

○東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………三

○租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………三

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)……………三

○東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………(生活文化局)……………三

○東京都消費者行政活性化基金条例を廃止する条例……………(同)……………三

○東京都体育施設条例の一部を改正する条例……………(オリンピック・パラリンピック準備局)……………三

条例のあらまし

●東京都公文書館条例の一部を改正する条例(条例第四号)

一 研修室及び附帯設備の使用料の上限額を改定します。

(例) 研修室(全日)

九、七〇〇円 ↓ 九、九〇〇円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

一 民法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第五九号)の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 一 民法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第五九号)の施行等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

- 一 民法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第五九号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

- 一 特殊勤務手当の支給範囲、支給額及び支給期限を改めるほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

- 一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五八号)の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七六号)の改正等を踏まえ、育児休業及び部分休業をすることができる職員の範囲を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

- 一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
知事部局	一八、四二九	二五、一二五	△六、六九六
公営企業	一二、九七七	一三、〇六八	△九一
議会・行政委員会	一、〇五〇	一、〇四一	九
合計	三三、四五六	三九、二三四	△六、七七八

- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。
- 三 令和四年六月三〇日までの間に限り、知事部局の職員定数は二五、二六七人、合計で三九、二九四人とします。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例(条例第一三号)

- 一 行政書士試験に係る手数料の額を改定します。
- 七、〇〇〇円 ↓ 一〇、四〇〇円
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

- 一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めるほか、規定

を整備します。

二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例 (条例第一五号)

一 基金の額を改めます。

三一五、五五八、七〇二千円

↓ 三一六、九〇〇、三五三千円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都防災会議条例の一部を改正する条例 (条例第一六号)

一 東京都防災会議の運営の充実を図るため、知事が指名又は任命する委員の総数の上限を改めます。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例 (条例第一七号)

一 東京都国民保護協議会の運営の充実を図るため、委員の総数の上限を改めます。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一八号)

一 都の執行機関が個人番号を利用することができる事務等を追加します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計条例 (条例第一九号)

一 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る貸付等事業に関する経理を明確にするため、特別会計を設置します。

二 地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計における歳入及び歳出を規

定します。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二〇号)

一 病院事業を廃止します。

二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

●租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例の一部

を改正する条例 (条例第二二号)

一 法人税法施行令等の一部を改正する政令 (令和二年政令第二〇七号) の施行による租税特別措置法施行令 (昭和三二年政令第四三三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例 (条例第二二号)

一 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五%を超える場合に、六五%の水準まで税額を減額する措置を、令和四年度も継続します。

二 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和四年度も継続します。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二三号)

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令 (令和三年デジタル庁・総務省令第四号) の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 (平成二六年総務省令第八五号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都消費者行政活性化基金条例を廃止する条例(条例第二四号)

一 東京都消費者行政活性化基金について、所期の目的を達成したため、条例を廃止します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都体育施設条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 東京都バラスポーツトレーニングセンターの新設に伴い、利用料金に係る規定を設けるとともに、東京体育館等の改修等に伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行います。

(例) 東京都バラスポーツトレーニングセンターの体育室の利用料金(専用使用の場合)の上限額
四時間 一七、一三〇円

二 この条例は、東京都規則で定める日ほかから施行します。

条 例

東京都公文書館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四号

東京都公文書館条例の一部を改正する条例

東京都公文書館条例(令和元年東京都条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四八〇円」を「四二〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都公文書館条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五号

東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第一百号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書を削る。

附則に次の二条を加える。

(民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行に伴う経過措置)第八十六条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

一 令和四年三月三十一日において第二十七条第一項及び第二項の規定による増加退隠料について第四十三条第二項から第四項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項及び第四項の規定

二 令和四年三月三十一日において第五十条第一項の規定による遺族扶助料について第五十四条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

第八十七条 令和四年三月三十一日において未成年の子について給与事由が生じてい

る第五十条第一項の規定による遺族扶助料に係る当該子に対する同項並びに第五十二条及び第五十九条の規定の適用については、第五十条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、第五十二条の見出し中「成年」とあるのは「二十歳以上」と、同条及び第五十九条第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

第二条 東京都恩給条例の一部を改正する条例（昭和五十一年東京都条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 施行日の前日において東京都恩給条例第五十四条第一項第一号に規定する遺族扶助料についてこの条例による改正前の東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する東京都恩給条例第五十四条第三項及びこの条例による改正後の東京都恩給条例の一部を改正する条例（以下「新条例第七十三号」という。）附則第七條第一項の規定の適用については、東京都恩給条例第五十四条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、新条例第七十三号附則第七條第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六号

雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十七条」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

付則に次の一条を加える。

（民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴う経過措置）

第四十七条 令和四年三月三十一日において未成年の子について給与事由が生じている第十九条の規定による遺族年金に係る当該子に対する第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定の適用については、第二十条第一項第二号中「未成年」とあるのは「二十歳未満」と、同項第三号中「成年」とあるのは「二十歳以上」と、第二十四条第一項第五号中「成年」とあるのは「二十歳」と、同項第六号中「成年」とあるのは「二十歳以上」とする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七号

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例(昭和四十八年東京都条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては条例第一号別表第一号表に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

附則に次の一項を加える。

(民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行に伴う経過措置)

4 令和四年三月三十一日において条例第一号第十九条の規定による遺族年金についての第四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項第二号中「未成年」とあるのは「二十歳未満」と、「ない成年」とあるのは「ない二十歳以上」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日の前日において雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)第十九条の規定による遺族年金についてこの条例による改正前の雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対するこの条例による改正後の雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例第四条第二項の規定の適用については、同項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては条例第一号別表第一号表に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。)」と、同項第二号中「である子」とあるのは

「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八号

東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特務勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「のうち、」を「であつて」に改め、「業務」の下に「のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なもの」を加える。

第三十八条第一項第二号中、「西多摩福祉事務所又は児童相談所」を「又は西多摩福祉事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

三 児童相談所に所属する職員が、児童福祉法に定める業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接を行ったとき、又は同法に定める一時保護を行ったとき。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号に規定する場合 従事した日一日につき九百五十円

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定及び附則第三項の規定は令和五年四月一日から、附則第四項及び附則第六項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の東京都職員の特務勤務手当に関する条例第三十八条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった福祉等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 第三十二条第一項の改正規定の施行の日前に同項の改正規定による改正前の東京都職員の特務勤務手当に関する条例第三十二条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった税務事務特別手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第十三条第一号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等）

第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一号イに規定する職員による育児休業の承認の請求及び同条例第十三条第一号の規定による東京都規則で定める職員による部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二五、一二五人」を「一八、四二九人」に改め、同表二の項中「六、七六四人」を「六、七三三人」に、「三、七八三人」を「三、七二三人」に、「一三、〇六八人」を「一二、九七七人」に改め、同表三の項中「一四八人」を「一五〇人」に改め、同表七の項中「七二二人」を「七一九人」に改め、同表合計の項中「三九、二三四人」を「三二、四五六人」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 令和四年六月三十日までの間に限り、この条例による改正後の東京都職員定数条例第二条第一項の表一の項中「一八、四二九人」とあるのは「二五、二六七人」と、同

表合計の項中「三二、四五六人」とあるのは「三九、二九四人」とそれぞれ読み替えるものとする。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の二の項イ中、「第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「及び第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項ロ中「第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」を「及び第六十三条第三項第六号」に改め、同表四十六の項へ中「第二十条第一項第五号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同項ト中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う営業に係る条例第七十一条の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(9)までを削り、同項チ中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う飲食店営業に係る条例第十七条第一項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(9)までを削り、同表六十五の三の項中「と」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項ソの次に次のように加える。

ツ 省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布す

る。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十二号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の六の五の項中へからワまでを削り、同項カ中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項中カをへとし、ヨを削り、同項タ中「第二十条第一項第五号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同項中タをトとし、同項レ中「タまで」を「トまで」に改め、同項中レをチとし、同表二十九の十二の項中「と」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項ヲ中「タまで」の下に「及びノ」を加え、同項ウの次に次のように加える。

キ 省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

ノ 省令第十四条の四の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の役員の変更の届出の受理

第二条の表三十三の項トからヌまでの規定中「府中市」の下に「調布市」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十三号

東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

東京都行政書士試験手数料条例（平成十二年東京都条例第六十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条中「七千円」を「一万四百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十四号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、九八七円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、八〇八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七二、四九〇円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八四、〇六四円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四七、二三二円
	区立保育所入所児童数	一人につき 一、五一九、八五八円

5 国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき 七〇三、九九四円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 一二、八二九円
三 衛生費	被保険者数	一人につき 七七、六二七円
1 衛生費	人口	一人につき 九、七一二円
四 清掃費		
1 清掃総務費	人口	一人につき 四五二円
2 収集作業費	人口	一人につき 五、三七二円
3 収集車両費	人口	一人につき 一、四九八円
4 処理処分費	人口	一人につき 三、〇六二円
五 経済労働費		
1 生活経済費	人口	一人につき 四五〇円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五八、四九六円
六 土木費		
1 建築公費	人口	一人につき 二、三六八円
2 都市整備費	人口	一人につき 一、〇九四円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 四八円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき 一、五〇〇円
七 教育費		
1 小学校費	児童数	一人につき 三八、六三四円
	学級数	一学級につき 一、〇三二、四六二円
	学校数	一校につき 一〇五、四一七、六一七円
2 中学校費	生徒数	一人につき 四二、二七〇円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費 1 議会総務費	人口	一人につき 一、〇八四円
二 民生費 1 社会福祉費	人口	一人につき 四四三円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 三、八九八円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき 一三、二〇三円
三 衛生費 1 衛生費	人口	一人につき 二九六円
四 清掃費 1 収集作業費	人口	一人につき 一七二円
2 処理処分費	人口	一人につき 三、一五三円
五 経済労働費 1 生活経済費	人口	一人につき 一三三円
八 その他諸費 1 公債費	元利償還金	一円につき 一円
2 財産費	年度支払額	一円につき 一円
3 その他行政費	人口	一人につき 一三、四五三円
3 その他の教育費	学級数	一学級につき 一、五五五、〇一〇円
	学校数	一校につき 一〇九、〇七七、五七八円
	児童生徒数	一人につき 二七、七七九円
	幼稚園数	一箇所につき 五三、〇四六、〇七一円
	人口	一人につき 六、四三一円

六 土木費 1 建築公費費	人口	一人につき 七七八円
2 都市整備費	人口	一人につき 二〇一円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 一四五円
4 公園費	人口	一人につき 一、四九七円
七 教育費 1 小学校費	学校数	一校につき 一五七、七二九、〇五九円
2 中学校費	学校数	一校につき 一六八、一五六、二二二円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき 二、五九六円
	園児数	一人につき 二五〇、七五四円
	人口	一人につき 五、三六七円

附則
(施行期日)
1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
2 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。
(令和三年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。
附則第三項(見出しを含む。)中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。
附則第五項の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和九年度及び令和十年度」に改め、同項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。
令和四年三月三十一日

●東京都条例第十五号

東京都知事 小池 百合子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百五十五億五千八百七十万二千円」を「三千百六十九億三十五万三千円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百八十七億九千五百三十三万一千円は特別区への貸付けに、二千七百八十一億五百万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十六号

東京都防災会議条例の一部を改正する条例

東京都防災会議条例（昭和三十七年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十四人」を「七十人」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都防災会議条例第二条第一項の規定により令和四年十月十五日までの間に新たに任命された委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十七号

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民保護協議会条例（平成十七年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七十四人」を「九十二人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第一百一十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中六の項から十三の項までを七の項から十四の項までとし、五の項の次に次のように加える。

六 知事

生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の一の項中「若しくは」を「又は」に、「及び住民基本台帳法」を「、住民

基本台帳法」に改め、「住民票関係情報」という。)の下に「及び生活保護法による保護に関する情報であつて規則で定めるもの(以下「生活保護関係情報」という。)」を加え、同表二の項から七の項までの規定中「及び住民票関係情報」を「住民票関係情報及び生活保護関係情報」に改め、同表八の項中「生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に関する情報であつて規則で定めるもの」を「生活保護関係情報」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十九号

地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計条例

(設置)

第一条 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る資金の貸付け、都債の償還及び都有施設の整備に関する経理を明確にするため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、事業収入、一般会計繰入金、都債その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付費、施設整備費、特別会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 東京都一般会計及び東京都病院会計に属する権利及び義務で、第一条に規定する事業に係るものについては、令和四年七月一日から地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計に帰属するものとする。

東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年東京都条例第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二号」を「第十一号」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例

例の一部を改正する条例

租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例(平成十二年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは第三十九条の九十八第十項第二号」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前

の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の九十八第十項第二号に規定する申出に対する審査については、この条例による改正前の租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例第二条第一号の規定は、なおその効力を有する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条の二(見出しを含む。)中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十条中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の東京都都税条例(以下「旧条例」という。)附則第十五条の二の規定は、令和三年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和三年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

●東京都条例第二十三号

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都消費者行政活性化基金条例を廃止する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

東京都消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

東京都消費者行政活性化基金条例(平成二十一年東京都条例第一号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第九号)の一部を次のように改正する。
第二条の表東京アクアテイクスセンターの項の次に次のように加える。

(一) 専用使用の場合の利用料金

施設の名称等	使用単位	利用料金
体育室	四時	一七、一三〇円
トレーニング室	四時	一一、九八〇円
多目的室	四時	四、二九〇円
小多目的室	四時	二、四七〇円
小体育室	四時	一、八九〇円
小体育室	四時	二、八四〇円
多目的スタジオ	四時	二、九三〇円
集会室	一室 二時間	九九〇円
ロビー、エントランスホールその他の施設（規則で定める施設又は部分を除く。）	一日 一平方メートル	七〇円

(二) 個人使用の場合の利用料金

施設名	使用単位	利用料金
トレーニング室	二時間	九三〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十の部(一)の項並びに同表十三の部(一)の項及び(二)の項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日
- 二 別表一の部(一)の項、同表二の部(一)の項及び同表十四の部(二)の項の改正規定並びに次項の規定 令和五年四月一日

(経過措置)

2 前項第二号に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都体育施設条例の規定により、既に納付すべきものとされている同号に定める日以後の使

用に係る利用料金（東京体育館メインアリーナ及びサブアリーナ並びに駒沢オリンピック公園総合運動場屋内球技場及び第一球技場の使用に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都体育施設条例別表十五の項の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

